○国立大学法人埼玉大学教育機構保健センター規程

［平成24年６月21日
規 則 第 ２ ０ 号］

改正　令和５．6.22　５規則14　令和６．2.15　５規則48
令和６.10.17　６規則22

（趣旨）

第１条　この規程は、国立大学法人埼玉大学教育機構規程第４条第２項の規定に基づき、教育機構保健センター（以下「保健センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第２条　保健センターは、学生及び教職員の保健管理に関する業務を行うことを目的とする。

（業務）

第３条　保健センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

(1) 保健管理計画の企画・立案及びその実施並びに評価及び改善

(2) 一般健康相談及び精神保健相談

(3) 健康診断及び健康診断の事後措置等必要な指導助言

(4) 救急措置

(5) 伝染病予防対策及び環境衛生対策に必要な勧告・指導又は助言

(6) 保健管理の専門的調査及び研究

(7) その他保健センターの目的を達成するために必要な事項

（組織）

第４条　保健センターは、次の教職員をもって構成する。

(1) センター長

(2) 保健センターの教育・研究担当を命ぜられた教員（以下「担当教員」という。）

(3) 兼任教員

(4) 学校医（非常勤）

(5) カウンセラー（非常勤）

(6) 看護師

(7) その他学長が必要と認めた教職員

２　前項第２号の担当教員には、産業医の資格を有する者を含むものとする。

（センター長）

第５条　センター長は、担当教員のうちから、学長が委嘱する。

２　センター長は、センターの業務を掌理する。

３　センター長の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（兼任教員）

第６条　兼任教員は、次に掲げる者とする。

(1) 各学部副学部長

(2) カウンセリングに関する専門的知識を有する本学の教員のうちから、学長が委嘱した者

（保健センター会議）

第７条　保健センターに、保健センターの運営及び業務の遂行に関する事項を審議するため、保健センター会議を置く。

（審議事項）

第８条　保健センター会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 第３条に掲げる業務に関する事項

(2) 保健センターの管理運営に関する事項

（構成）

第９条　保健センター会議は、第４条第１項（第４号及び第５号を除く。）に掲げる委員をもって組織する。

（会議）

第１０条　保健センター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

２　議長は、保健センター会議を招集し、これを主宰する。

３　議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

４　保健センター会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

５　議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第１１条　議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（事務）

第１２条　保健センターの事務は、学務部学生支援課において処理する。

（雑則）

第１３条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成24年６月21日から施行し、平成24年４月１日から適用する。

附　則（令和５．6.22　５規則14）

この規程は、令和５年６月22日から施行する。

附　則（令和６．2.15　５規則48）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６.10.17　６規則22）

この規程は、令和６年10月17日から施行する。